

平成28年産  
から

水田活用の直接支払交付金（産地交付金）  
対象者要件が変わります。

## 農業の担い手を志す方は 認定農業者になりましょう。

当協議会におきまして、平成28年産から国の政策に沿った考え方のもと、水田活用の直接支払交付金（産地交付金）の交付対象者は、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化または農地利用の集積・集約化を進める地域の中心となる経営体（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）を交付対象とします。

※加工用米への取組みは従来どおり交付を受けられます。

今後、産地交付金の交付を希望される方は、平成27年度中に認定農業者の申請手続きを済ませていただきますようお願い致します。

認定農業者になるには？

自らの農業の5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、市町村の認定を受けることが必要です。

—あまそだち農業再生協議会事務局—

津島市役所 産業振興課 0567-24-1111

愛西市役所 経済課 0567-28-7278

あいち海部農協 北部営農センター農産課 0567-23-3011